東京農工大学奨励奨学金規程の一部改正

現行	改正	改正理由
本則 (奨学金の対象者) 第２条　(略) ２　前項の規定にかかわらず、奨学金は、次の各号のいずれかに該当する者には、支給しない。 (新設) (1)　(略) (2)　(略) (3)　(略) (4)　(略) (5)　(略) (6)　(略) (7)　(略) (8)　(略) (事務) 第８条　奨学金に関する事務は、学務部学生総合支援課において行う。	本則 (奨学金の対象者) 第２条　(略) ２　前項の規定にかかわらず、奨学金は、次の各号のいずれかに該当する者には、支給しない。 (1)　工学府共同サステイナビリティ研究専攻の学生で、東京外国語大学大学院又は電気通信大学大学院に本籍を置く者 (2)　(略) (3)　(略) (4)　(略) (5)　(略) (6)　(略) (7)　(略) (8)　(略) (9)　(略) (事務) 第８条　奨学金に関する事務は、学務課において行う。	

附　則（平成31年４月１日規程第19号）

この規程は、平成31年４月１日から施行する。